

# デジタル課税第 1 の柱 オランダにおける利益 B(移転価格に係る簡素化・ 合理化アプローチ)に関する政令公布

December 2024

## In brief

2024 年 12 月 4 日、オランダは、デジタル経済課税 第 1 の柱／利益 B の実施に関する政令を公布しました<sup>1</sup>。

第 1 の柱／利益 B については、移転価格による紛争やコンプライアンスコストの軽減を図ることを目的とし、基礎的なマーケティング・販売活動(Baseline marketing and distribution activities)について独立企業間原則の簡素化・合理化されたアプローチを提供するものとして、包摂的枠組み(Inclusive Framework: 以下、IF)において議論が進められてきました。

2024 年 2 月、利益 B に関する最終報告書が公表されるとともに、OECD 移転価格ガイドライン(OECD Transfer Pricing Guidelines: 以下、TPG)第 4 章附属書に組み込まれ、各国は、2025 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度から、自国居住者である販売会社に係る対象取引に対して、簡素化・合理化アプローチの導入・適用を選択することができることとされています。

最終報告書において利益 B は各国の選択適用とされました。そのため当該アプローチの下での適用結果は、対象取引の相手国に対して拘束力を有しないものの、IF 加盟国の政治的コミットメントとして、特定の対象国(Covered jurisdiction, 以下、利益 B 対象国)について、当該国による利益 B の適用結果を尊重します。また、二国間租税条約が有効である場合には二重課税排除のためにあらゆる合理的措置を講ずることにコミットしています。

オランダにおいて公布された政令では、オランダは、オランダ国内において基礎的なマーケティング・販売活動を行っているオランダ納税者には利益 B を適用しません。しかし、上記 IF 加盟国の政治的コミットメントを踏まえ、オランダ納税者との国外関連取引の相手国が「(利益 B)対象国」であってオランダとの間で二国間租税条約が締結されており、当該「対象国」において利益 B が正しく適用されている場合には、オランダ税務当局は、当該取引に対して移転価格調整を行わないとともに、当該「対象国」の利益 B 適用により生じた二重課税を排除するとしています。

この政令は 2025 年 1 月 1 日より適用されます。

本ニュースレターでは、オランダにおいて公布された 第 1 の柱／利益 B(移転価格に関する簡素化・合理化アプローチ)に関する政令の概要について解説します。

<sup>1</sup> <https://zoek.officielebekendmakingen.nl/stcrt-2024-38369.html>

## In detail

### 1. 利益 B(簡素化・合理化アプローチ)に関する IF の政治的コミットメントについて

利益 B 最終報告書においては、簡素化・合理化アプローチを導入する国がキャパシティの低い国々であり、当該国によって適用された場合には、IF 加盟国は、国内法及び行政慣行に従い、当該簡素化・合理化アプローチに基づく決定された結果を尊重し、二国間租税条約が有効である場合には、二重課税排除のためにあらゆる合理的措置を講ずることについてコミットするとしています。

利益 B に係る政治的コミットメントの対象となる国については、2024 年 6 月に公表された利益 B に関する追加ガイダンス<sup>2</sup>において、最終報告書の「キャパシティの低い国々」に代えて、「(利益 B) 対象国(Covered jurisdiction)」として中立的な用語が用いられ、その定義及びリストが公表されました<sup>3</sup>。これは、利益 B に係る政治的コミットメントが、2024 年 3 月までに利益 B を適用する意思を表明した OECD または G20 加盟国である低中所得国<sup>4</sup>まで拡大されたことを受けたものとしています。

### 2. オランダにおいて公布された政令の概要について

今回オランダにおいて公布された政令の概要は以下のとおりです。

#### (1) オランダ国内において基礎的なマーケティング・販売活動を行っているオランダ居住者に対する利益 B の適用

オランダは、オランダ国内において対象範囲となる基礎的なマーケティング・販売活動を行っているオランダ居住者である販売事業者に対して利益 B を適用しないとしています。

#### (2) オランダ居住者との国外関連者間取引に対する相手国(「(利益 B) 対象国」)における利益 B の適用

オランダ居住者との国外関連者間取引に対して、対象年度において「(利益 B) 対象国」が利益 B を国内法令に基づいて適用し、当該国とオランダとの間に二国間租税条約が適用される場合、オランダ税務当局は、下記と定めています。

- 「(利益 B) 対象国」において利益 B が正しく適用された結果として、オランダ居住者との関連者間取引に係る二重課税を対応的調整により排除する
- 「(利益 B) 対象国」における利益 B の適用に関して相互協議の申立てが行われた場合にも上記原則を適用する
- 利益 B が正しく適用されている「(利益 B) 対象国」における基礎的なマーケティング・販売活動に係る利益に対して調整を行わない

すなわち、オランダ税務当局は、オランダ居住者との国外関連者間取引について、相手国が「(利益 B) 対象国」であって利益 B を導入している場合、オランダとの間に二国間租税条約が締結され、かつ、「(利益 B) 対象国」が国内法令に基づいて利益 B を正しく適用している限りにおいて、当該国における利益 B の適用結果を尊重し、下記と定めています。

<sup>2</sup> BEPS ニュース「デジタル課税第 1 の柱 利益 B に関する追加ガイダンスの公表(移転価格に係る簡素化・合理化アプローチ)」参照  
<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/news/tax-beps/20240627.html>

<sup>3</sup> 利益 B 対象国リストの決定に係る基準は以下のとおり。

- a. IF 加盟国のうち、「世界銀行グループによる所得水準別国分類」に基づく低・中所得の国・地域(EU、OECD、G20 加盟国を除く)
- b. IF 加盟国のうち、OECD、G20 加盟国であるが、a.の基準を充足し、かつ 2024 年 3 月までに IF に対して利益 B を適用する意思を表明した低・中所得国に拡大
- c. IF 非加盟国のうち、a.の基準を充足し、かつ IF に対して利益 B を適用する意思を表明した国を追加(但し、IF の要請及び承認が必要)また、利益 B 対象国リストについては、下記 URL 参照。

[https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/publications/support-materials/2024/02/pillar-one-amount-b\\_41a41e1e/statement-covered-jurisdiction-definition-inclusive-framework-commitment-amount-b.pdf](https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/publications/support-materials/2024/02/pillar-one-amount-b_41a41e1e/statement-covered-jurisdiction-definition-inclusive-framework-commitment-amount-b.pdf)

<sup>4</sup> アルゼンチン、ブラジル、コスタリカ、メキシコ、南アフリカが利益 B を適用する意思を表明。

- 当該国外関連者間取引に対して移転価格調整を行わない
- 「(利益 B)対象国」の利益 B 適用により生ずる二重課税を排除する

## The takeaway

今回、オランダにおいて公布された政令は、利益 B の適用対象である基礎的なマーケティング・販売活動について、オランダは、自国内のインバウンド取引に対しては利益 B を適用しません。しかし、IF 加盟国の政治的コミットメントを踏まえ、オランダ居住者との国外関連者間取引の相手国が「(利益 B)対象国」であってオランダとの間で二国間租税条約が締結されている場合には、オランダ税務当局は、当該取引に対して移転価格調整を行わないとともに、当該国による利益 B 適用結果を尊重し二重課税を排除することとしています。

また、本年 9 月には「権限ある当局間のモデル協定」<sup>5</sup>が公表され、「(利益 B)対象国」の円滑な利益 B 導入に資するよう、当該国による簡素化・合理化アプローチの適用場面において発生する可能性のある二重課税を排除するためのツールが提供されており、今回オランダで公布された政令は、「(利益 B)対象国」に係る IF 加盟国の政治的コミットメントを具体的に実施する措置として注目すべきものと考えます。

さらに、「(利益 B)対象国」の定義については、本年 6 月に公表された利益 B に関する追加ガイダンスにおいて、OECD または G20 加盟国である低中所得国まで対象が拡大されており、アルゼンチン、ブラジル、コスタリカ、メキシコ、南アフリカの 5 カ国が利益 B の適用の意思を表明しています。これにより、今後の利益 B 導入の広がりに関する可能性が示唆されます。

導入国は、2025 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度から適用可能であり、グローバルに事業展開する企業は、定性的基準など残された論点に関する議論の進展も含め、各国における利益 B 導入に関する今後の動向について注視していくとともに、移転価格ポリシーの検証・見直しなど実際の導入を見据えた検討・準備を進めていく必要があります。

なお、米国も 2024 年 12 月 18 日に、利益 B にかかるレギュレーションを今後公表することをアナウンスしており<sup>6</sup>、世界各国の利益 B の導入状況についても留意が必要となります。

※米国のアナウンスの内容は別途ニュースレターにてご案内予定です。

## Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

**PwC 税理士法人 デジタル経済課税対応支援チーム**  
〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー  
Email:[jp\\_tax\\_pr-mbx@pwc.com](mailto:jp_tax_pr-mbx@pwc.com)  
[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

パートナー 白土 晴久	顧問 岡田 至康	パートナー 浅川 和仁
パートナー 船谷 晃一	パートナー 神保 真人	パートナー 沼尻 雄樹

<sup>5</sup> BEPS ニュース「デジタル課税第 1 の柱 利益 B(移転価格に係る簡素化・合理化アプローチ)に関する「権限ある当局間のモデル協定」の公表」参照

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/news/tax-beps/20241011.html>

<sup>6</sup> <https://www.irs.gov/pub/irs-drop/n-25-04.pdf>

パートナー  
武田 恭世

ディレクター  
城地 徳政

過去のニュースレターのご案内

[過去のニューレターを読む](#)

ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

e-learning のご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コースを通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細](#)

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 149 国に及ぶグローバルネットワークに 370,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2024 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.